税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成25年１月18日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大野　伸幸　昭和28年４月29日生
税理士名簿登録番号　第66949号
税理士事務所　愛知県名古屋市中区丸の内２丁目19番25号ＹＨ丸の内ビル８Ｆ
住所　愛知県一宮市小信中島字西九反22番地１

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

弁護士　都築　　眞　昭和９年９月４日生
弁護士名簿登録番号　第11348号
弁護士事務所　愛知県名古屋市東区東外堀町20―3
住所　愛知県名古屋市東区東外堀町20番地の３

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　三輪　　孝　昭和４年７月10日生
税理士名簿登録番号　第19207号
税理士事務所　愛知県名古屋市西区貝田町１丁目44
住所　愛知県名古屋市西区貝田町１丁目44番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　上田　稔隆　昭和20年２月14日生
税理士名簿登録番号　第36443号
税理士事務所　奈良県奈良市富雄元町２丁目３―29―501号
住所　奈良県奈良市帝塚山中町10番20号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　武田　忠和　昭和13年10月２日生
税理士名簿登録番号　第19183号
税理士事務所　北海道札幌市中央区宮の森１条10丁目２番32号
住所　北海道札幌市中央区宮の森１条10丁目２番32号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月30日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　齋藤　志信　昭和９年２月３日生
税理士名簿登録番号　第53375号
税理士事務所　山形県山形市あさひ町25番３号
住所　山形県山形市あさひ町25番３号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　有田　　功　昭和21年１月17日生
税理士名簿登録番号　第100542号
税理士事務所　茨城県日立市大みか町４丁目３番12号ステイツビル101号
住所　茨城県日立市田尻町３丁目27番23号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月18日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　今田甲子男　昭和30年２月21日生
税理士名簿登録番号　第74177号
税理士事務所　東京都立川市幸町１丁目11番地３
住所　東京都国分寺市南町二丁目18番13号ファミール国分寺803

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月17日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　岡田　　洋　昭和42年１月22日生
税理士名簿登録番号　第82412号
税理士事務所　東京都港区西新橋１丁目20番３号虎ノ門法曹ビル901
住所　神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台86番１―304号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月17日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　岡田　芳子　昭和32年12月２日生
税理士名簿登録番号　第69364号
税理士事務所　東京都千代田区岩本町１―３―１ニュー中野ビル４Ｆ
住所　東京都墨田区東駒形三丁目24番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月18日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　鶴町香代子　昭和９年２月５日生
税理士名簿登録番号　第27388号
税理士事務所　東京都中野区東中野２丁目35番７号
住所　東京都中野区東中野２丁目35番７号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月18日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　川上　芳幸　昭和36年12月２日生
税理士名簿登録番号　第64043号
税理士事務所　東京都千代田区六番町１番地布江ビル201
住所　埼玉県越谷市蒲生２丁目16番33―２号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成25年１月17日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　鈴木　啓仁　昭和25年12月６日生
税理士名簿登録番号　第53639号
税理士事務所　神奈川県横浜市港北区大倉山７丁目21番６ヴェルピア大倉山311号
住所　神奈川県横浜市港北区大倉山七丁目21番６―311号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　黒川　了一　昭和36年３月31日生
税理士名簿登録番号　第69687号
税理士事務所　愛知県清須市助七２丁目91番地１
住所　愛知県清須市鍋片一丁目105番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月18日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　武田　　一　昭和41年２月11日生
税理士名簿登録番号　第96367号
税理士事務所　大阪府守口市松町５番６―501号
住所　大阪府大阪市都島区友渕町１丁目５番11―613号